

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年6月2日 15時57分ごろ
発生場所	香川県直島町荒神島西方沖 犬戻鼻灯標から真方位030°900m付近 (概位 北緯34°27.7′ 東経133°56.9′)
事故の概要	水上オートバイ貴史号は、航行中、航走波を乗り越えた際、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和元年6月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 貴史号、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	260-46717岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人A及び知人Bがそれぞれ操縦する水上オートバイと共に約70km/hの速力（対水速力、以下同じ。）で北東進していた。</p> <p>知人Aは、前方を左から右に通過した旅客フェリーの航走波を船首方に認めたので速力を落とし、右舷方約100mを航行していた本船の方を見たところ、本船が空中に跳ね上がって落下したのを見た。</p> <p>知人Bは、本船の約100m後方を航行し、旅客フェリーの航走波を越えたところ、無人の本船と海面にうつ伏せの状態で見えている船長を認め、近づいてきた知人Aと共に船長の救助に当たるとともに、海上保安庁へ通報した。</p> <p>船長は、右側頭骨、右鎖骨及び左肩甲骨の骨折等を負った。</p> <p>知人Bは、旅客フェリーの航走波の高さが約50～100cmあり、本船が約70km/hの速力で同航走波を乗り越えた際、船長が落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、北東進中、船長が、約70km/hの速力で船首方に発生した航走波を乗り越えたことから、空中に跳ね上がって落下し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北東進中、船長が、約70km/hの速力で船首方に発生した航走波を乗り越えたため、空中に跳ね上がって落下したこ

	とにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 水上オートバイの船長は、付近の波の発生状況に注意を払って航行するとともに、波を乗り越える際、十分に減速すること。